

三重紀北消防組合 消防本部・尾鷲消防署新庁舎実施設計
監督員支援（補助）業務 特記仕様書

第1 業務概要

1. 業務名称

三重紀北消防組合消防本部・尾鷲消防署新庁舎実施設計業務
監督員支援（補助）業務

2. 業務内容

監督員支援（補助）業務

3. 計画施設概要

- (1) 施設名称 : 三重紀北消防組合消防本部・尾鷲消防署
(2) 施設の場所 : 三重県尾鷲市矢浜902-1
(3) 施設用途 : 消防署（国土交通省告示第8号別添二による第12号2類とする）

4. 監督員支援（補助）設計の与条件

(1) 敷地の条件

- ア. 敷地面積 : 7,500m²
イ. 用途地域及び地区の指定 : 無指定（建ぺい率70%、容積率200%）
ウ. 防火地域 : 建築基準法第22条区域内
エ. 条例 : 三重県建築基準条

(2) 施設の条件

ア. 構造・規模

棟名称	延床面積	構造・規模
庁舎	約1,580m ²	S造又はRC造・3階建
車庫	約920m ²	S造又はRC造・平屋建
訓練塔	約100m ²	S造・3階建
合計	約 2,600m ²	

イ. 耐震安全性

官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成25年3月29日付け国営計第126号、国営整第198号、国営設第135号）による、耐震安全性の分類は次のとおりとする。

- ① 構造体 : I 類
② 建築非構造部材 : A 類
③ 建築設備 : 甲 類

ウ. 監督員支援（補助）業務期間

契約日から、令和8年3月31日まで

エ. 監督員支援（補助）業務の内容

- ① 発注者の三重紀北消防組合の監督員に建築技術者として、三重紀北消防組合消防本部・尾鷲消防署新庁舎実施設計業務の受注者が行う業務内容に監督員支援（補助）者として、必要な助言、補佐などの業務をおこなう。

第2 業務委託者の実績要件

業務委託者は、下記に掲げる実績要件を有すること。

- ・尾鷲市又は紀北町に所在し、過去に500㎡以上の消防署庁舎の新築設計又は監理を完了した実績、又は、発注者等の監督員又は監督員補助として設計業務又は建設工事を完了した実績を有する者。

第3 管理技術者等の資格要件

- ・管理技術者：一級建築士